

企業の資本構成是正に資するための 配当課税の改正等についての要望

証取審・昭 37. 11. 28

証券取引審議会（堀越禎三会長）は、去る9月から配当課税のあり方について検討してきたが、11月28日、東京丸の内の銀行クラブで会合を開いて、企業の資本構成是正に資するための配当課税の改正等についての要望をとりまとめたので、これを田中大蔵大臣並びに税制調査会中山会長に提出し、明年度から実施するよう強く要望した。

要望の内容は、①企業の支払配当に対する課税については、利子と均等に扱い、配当も全額損金算入にすることが望ましいが、ただちに、これを行なうのが困難である場合には漸進的に配当軽減措置を講じる必要があること、②しかし、すでに企業と個人の配当控除には二重課税の部分が残っているため、企業側の配当軽減を進めても、受取り側の配当控除は引下げず、据え置くべきであること、③利子と配当を比べると、現状では、なお利子か優遇されているが、明年度税制改正で利子分離課税が行なわれる場合には、配当についても、高額所得者を除き、源泉分離ないし源泉選択の方式を採用すべきであるなどを骨子としている。

証券取引審議会がまとめた要望書の全文は、次のとおりである。

企業の資本構成是正に資するための 配当課税の改正等についての要望

わが国企業の資本構成をみると、海外諸国に比べ、借入金依存度が極めて高く、そのため資本構成は年々悪化している状況である。企業が景気変動に対する抵抗力を強化し、貿易及び為替の自由化に対処して、国

際競争力を高めるためには、増資を行なって自己資本を充実し、それによって自主的経営を確立することが是非とも必要である。このことは、わが国経済の長期にわたる安定した成長発展をはかるための基礎的な条件の一つである。

このような事情にかえりみ、当審議会は、昭和35年6月22日付で、「増資の促進について」大蔵大臣に答申を行ない、その中で、企業の株式資本の充実に資するため、配当に対する現行課税方式を改め、企業の支払配当は、全額これを損金に算入するとともに、利子と配当との課税上の権衡をはかるための措置を講ずるよう提案した。

その後、昭和36年度における税制改正により、配当に対する法人税率の軽減措置が実施されたが、その後においても企業の資本構成の悪化の傾向は、なお改まらない状況であるので、当審議会は、昭和36年10月20日、さきの答申の趣旨を再確認するとともに、早急、これを実施に移すよう要望した。しかるに、その後もなお企業の資本構成は改善の兆しを示していない状況にあるので、当審議会は、この際、更に税制上の措置を推進することにより、一段と増資の促進をはかることが必要であると考へ、あらためて、さきの答申及び要望の趣旨を再確認するとともに、つぎの諸措置が早急実施されるよう要望する。

1. 配当に対する現行の税制を改め、支払配当金の全額を損金に算入すること。もし、これを一挙に実施に移すことが困難であっても、少くとも経過措置として配当に対する法人税率を一段と軽減すること。また、配当控除率については、現在なお低く据え置かれ、未控除分が存するので、これを排除するよう措置すること。
2. 配当と利子の課税上の権衡については特に考慮を払い、かりに利子について現行の課税方式を存続する場合には、配当についても、高額所得者を除き、源泉分離ないし源泉選択の方式を採用すること。